

2020年2月12日

各 位

会 社 名 カンロ株式会社 代表者名 代表取締役社長 三須 和泰 (コード:2216、東証第二部) 問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 財務・経理本部長 阿部 一博 (TEL 03-3370-8811)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月27日開催予定の第70期定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

2014年に執行役員制度を導入して以降、同制度の定着が進んだことから、実態に即した内容とする為、定款変更案の通り、現行定款第22条第2項を削除するとともに、関連する第14条、第24条および第32条第2項の文言を変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集 し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締 役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が株主総会を招集し、 議長となる。	がこれを招集し、議長となる。
(代表取締役 <u>および役付取締役</u> ) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締 役会長、取締役社長各1名、取締役副 会長、取締役副社長、専務取締役、常 務取締役各若干名を定めることができ る。	(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表 取締役を選定する。 (削除)

現行定款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第 24条 取締役会は、法令に別段の定めがある 場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集 し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締 役会においてあらかじめ定めた順序 に従い、他の取締役が取締役会を招集 し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第 24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役 社長執行役員</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役 社長執行役員</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(執行役員) 第 32 条 取締役会の決議によって執行役員を 定め、業務を執行させる。 ② 取締役会の決議によって執行役員の 中から <u>社長および</u> その他の役付執行 役員を選定する。	(執行役員) 第 32 条 取締役会の決議によって執行役員を 定め、業務を執行させる。 ② 取締役会の決議によって執行役員の 中から <u>社長執行役員</u> その他の役付執 行役員を選定する。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020 年 3 月 27 日 (金) 定款変更の効力発生日 2020 年 3 月 27 日 (金)

以上